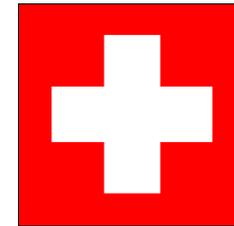
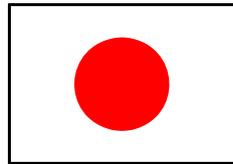


日スイス経済連携協定 原産地規則の概要



平成21年9月
(平成23年7月：一部改訂)
財務省関税局業務課

目次

・ 日スイス経済連携協定に係る留意点	3
・ 日スイス経済連携協定の構造	7
・ 「スイス特惠原産地規則」とは？	8
・ スイス特惠税率適用のための条件	10
・ 原産地基準	11
- 原産地基準	11
- 完全生産品	13
- 実質的変更基準	14
- 累積	23
- 許容限度	24
- 原産品としての資格を与えることとならない工程	25
・ 積送基準	27
・ 原産地証明	29

(注) 本資料において協定の条文を引用している箇所がありますが、一部簡略化して記載したのものもあることにご留意願います。正確な条文については、P. 35に記載したウェブサイトをご参照下さい。

日スイス経済連携協定に係る留意点ー①

我が国が初めてヨーロッパの国と結ぶE P A

⇒原産地規則に係る規定もヨーロッパ諸国のF T Aの影響を受けたものとなっており、従来の日本のE P Aの原産地規則とは、異なる部分が多い。

○構造

○内容

○用語と概念

日スイス経済連携協定に係る留意点②

○構造

協定本体

第2章 物品の貿易

第15条 関税の撤廃又は引下げ

第23条 原産地規則

【原産地規則に関する規定は、附属書2で定める。】

協定本体においては、「物品の貿易」章の中に原産地規則の「頭出し」条文が1条規定され、それを受けて附属書2において原産地規則全体の条文を規定。

品目別規則は、附属書2の「付録」として添付。

他のEPAにおいては、協定本体において、「物品の貿易」章とは独立した章として「原産地規則」章を規定。

附属書2	原産地規則 (第1条～第31条)
付録1	品目別規則
付録2	原産地証明書の様式
付録3	原産地申告の申告文

日スイス経済連携協定に係る留意点一③

○内容

➤原産地基準

「一般ルール」を採用	A S E A N 包括協定と同様
付加価値基準における計算式	一般特惠原産地規則における計算式と同様のもの
付加価値基準における計算式において、製品の価額として工場渡し価額を採用	新規
「許容限度」(「僅少の非原産材料」に対応)の対象品目・閾(しきい)値を附属書2の本文内に規定(*)	A S E A N 包括協定と同様 対象品目等は異なる。
他の締約国の関税地域(11ページ参照)に出された製品についても、一定の要件を満たす場合には原産性を維持する旨を明示的に規定	新規

(*)一部の例外品目(第32.04項、第34.02項)に関しては、付録1の品目別規則のリスト中に個別に規定

➤手続的規定

- ・ 認定輸出者による自己証明制度を導入 . . . 新規
- 原産地証明書の様式は(運用上の手続規則ではなく)協定レベル(附属書2の付録2)で規定

日スイス経済連携協定に係る留意点一④

○ 用語と概念

これまでのEPAと異なる表現の用語が使われている。

条文 (附属書2)	スイス協定 (和文)	スイス協定 (英文)	対応する他の協定 (和文)	対応する他の協定 (英文)
第6条	許容限度	Tolerance	僅少の非原産材料	De Minimis
第8条	原産品としての資格 単位	Unit of Qualification	セット・キット、包装材料等のルール	
第11条	中立的な要素	Neutral Elements	間接材料	Indirect Materials
第12条	会計の分離	Accounting Segregation	代替性のある産品 及び材料	Fungible Goods and Materials
第13条	属地性の原則	Principle of Territoriality	(新規) 一定の要件を満たす場合の原産 性の継続	
第15条	原産地証明	Proof of Origin	(新規) 証明書と申告 方法	2とおりの証明 方法
第19条	原産地申告	Origin Declaration	(新規) 認定輸出者が行う	

日スイス経済連携協定の構造

日スイス経済連携協定

協定本体

第15条 関税の撤廃又は引下げ

第15条第1項

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、当該一方の締約国の及び他方の締約国の原産品であって、当該他方の締約国の関税地域から輸入されるものについて、附属書1の自国の表に定める条件に従って、輸入関税を撤廃し、又は引き下げる。

譲許表において、スイス特惠税率を設定

附属書1 第15条に関する表
※一般的には「譲許表」と呼ばれている

第23条 原産地規則

【原産地規則に関する規定は、附属書2で定める。】

附属書2 原産地規則
(第1条～第31条)

付録1 品目別規則

付録2 原産地証明書の様式

付録3 原産地申告の申告文

附属書3～10

「スイス特惠原産地規則」とは？

日スイス経済連携協定

協定本体

第15条 関税の撤廃又は引下げ

附属書1 譲許表

これらをまとめて、「スイス**特惠原産地規則**」と呼ぶ。

第23条 原産地規則

【原産地規則に関する規定は、
附属書2で定める。】

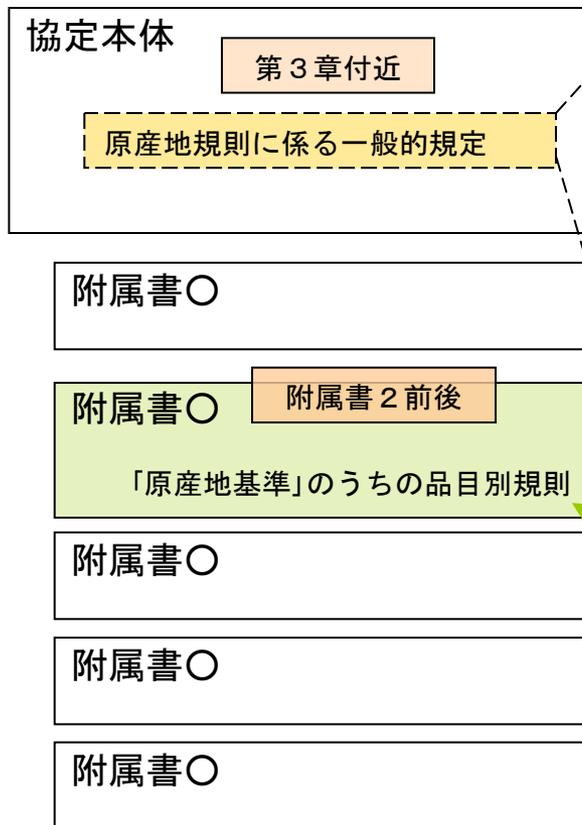
附属書2 原産地規則
(第1条～第31条)

付録1 品目別規則
付録2 原産地証明書の様式
付録3 原産地申告の申告文

- ・日スイス経済連携協定・運用上の手続規則
- ・関税法第68条第2項
- ・関税法施行令第61条第1、4、5、7、8項
- ・関税法基本通達68-5-0～68-5-21

既存の二国間EPAと日スイス経済連携協定における原産地規則の構造のイメージ

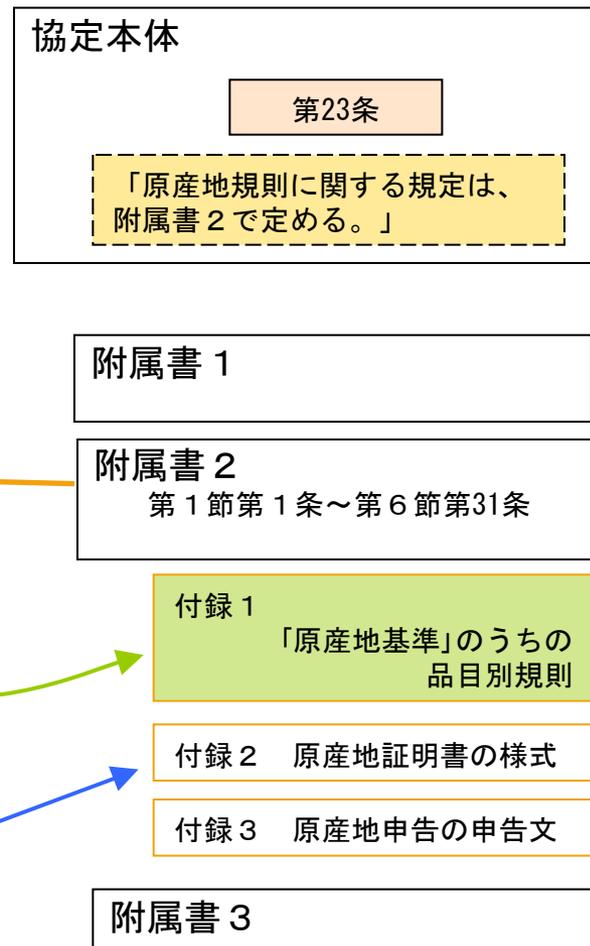
従来締結してきた二国間EPA



第〇条	用語の定義
第〇条	原産品
第〇条	累積
第〇条	僅少の非原産材料
第〇条	原産資格を与えることとならない作業
第〇条	積送基準
第〇条	組み立ててないか又は分解してある産品
第〇条	代替性のある産品及び材料
第〇条	間接材料
第〇条	附属品、予備部品及び工具
第〇条	小売用の包装材料及び包装容器
第〇条	船積み用のこん包材料及びこん包容器
第〇条	関税上の特惠待遇の要求
第〇条	原産地証明書
第〇条	事前教示
第〇条	輸出に関する義務
第〇条	原産地証明書に基づく確認の要請
第〇条	原産品であるか否かについての確認のための訪問
第〇条	原産品であるか否かの決定及び関税上の特惠待遇の決定
第〇条	秘密性
第〇条	罰則
第〇条	雑則
第〇条	原産地規則に関する小委員会

日スイス経済連携協定の実際の条文構成とは異なっている。

日スイス経済連携協定



運用上の手続規則

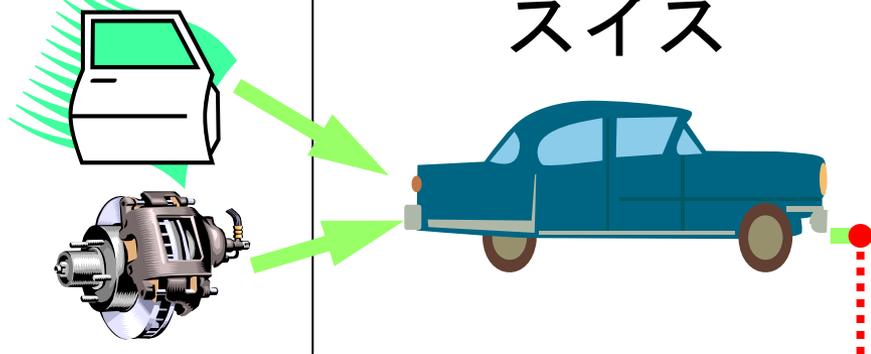
Appendix 1-A 原産地証明書の様式

スイス特惠税率適用のための条件

① スイスから輸入される製品に関して、譲許表においてスイス特惠税率が設定されていること

この「積送基準」を満たしていることを証明する書類が「**運送要件証明書**」(通し船荷証券の写し等)

他の国



② 生産された貨物が、スイスの「原産品」とであると認められること (=スイス特惠原産地規則上の原産地基準を満たしていること)

③ 日本への運送の途上でスイスの「原産品」という資格を失っていないこと (=スイス特惠原産地規則上の積送基準を満たしていること)

④ 税関に対して、原産地基準及び積送基準の両方を満たしていることを証明すること (=スイス特惠原産地規則上の**原産地証明書**及び(必要に応じ)**運送要件証明書**を提出すること)

この原産地基準を満たしていることを証明する書類が「**原産地証明書**」(この場合原産地申告を含む)

★原産地基準・積送基準の両者を単に満たしているだけでは十分ではなく、満たしていることが証明されなければならない。

原産地基準

協定附属書 2 第 2 条 原産品

この協定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。

- (a) 当該締約国の関税地域 (*) において完全に得られる産品であって、次条に定めるもの
- (b) 当該締約国の関税地域において非原産材料を使用して得られる産品。ただし、当該非原産材料について、当該関税地域において、この附属書の第 4 条に規定する十分な作業又は加工が行われている場合に限る。
- (c) この附属書の規定に従って当該締約国の原産品となる材料のみから、当該締約国の関税地域において得られる産品

完全生産品
(タイ協定では第28条
第1項(a)に相当)

実質的変更基準
を満たす産品
(タイ協定では第28条
第1項(c)に相当)

原産材料のみから
生産される産品
(タイ協定の第28条第1
項(b)に相当)

(*) 締約国の「関税地域」とは、当該締約国の関税法令が施行されている領域をいう。スイスの関税地域は、1923年3月29日のスイス連邦とリヒテンシュタイン公国との間の関税同盟条約が有効である限り、リヒテンシュタイン公国の領域を含む。(協定第3条 一般的定義(b))

原産地基準

協定附属書 2 第 4 条 十分に作業又は加工される産品

1 この附属書の第 2 条 (b) の規定の適用上、非原産材料を使用して得られる産品であつて、次のいずれかのものは、締約国の原産品とする。

「一般ルール」

- (a) 当該産品の生産に使用された**非原産材料の価額**が当該産品の**工場渡し価額の60%を超えない産品**
- (b) 当該産品の生産に使用された**すべての非原産材料について**、当該締約国の関税地域において、統一システムの関税分類の変更であつて、**4桁番号の水準におけるものが行われた産品**

「品目別規則」に対応

2 1 の規定にかかわらず、この附属書の付録 1 に掲げる統一システムの関税分類番号の産品については、同付録 1 に定める品目別規則を満たす場合には、締約国の原産品とする。

(以下 中略)

8 この条の規定の適用上、「統一システム」とは、この附属書の付録 1 に定める品目別規則において用いられているものをいう。

完全生産品

一協定附属書2第2条(a)、第3条

項 目	(例 示)
(a)	生きている動物であって、当該締約国の関税地域において生まれ、かつ、成育されるもの(家畜等)
(b)	当該締約国の関税地域において、狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物(捕獲された野生動物等)
(c)	当該締約国の関税地域において生きている動物から得られる産品(卵、牛乳、羊毛等)
(d)	当該締約国の関税地域において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品(果物、野菜、切花等)
(e)	当該締約国の関税地域において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質((a)から(d)までに規定するものを除く。)(原油、石炭、岩塩等)
(f)	当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品(公海、排他的経済水域で捕獲した魚等)
(g)	両締約国の領海外において、当該締約国の工船上で(f)に規定する産品から生産される産品(工船上で製造した魚の干物等)
(h)	当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。(大陸棚から採掘した原油等)
(i)	当該締約国の関税地域において収集される産品であって、当該関税地域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの(走行が不可能な廃自動車等)
(j)	当該締約国の関税地域における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの(木くず、金属の削りくず等)
(k)	本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国の関税地域において回収される部品又は原材料(走行が不可能な廃自動車から回収したタイヤであって、タイヤとしての使用が可能なもの等)
(l)	当該締約国の関税地域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られる産品((a)に該当する牛を屠殺して得られた牛肉等)

実質的変更基準 — 附属書2第4条第1項、第2項（付録1）

- ・ 非原産材料を使用して生産される産品で、**附属書2第4条第1項又は付録1**に定める品目別規則を満たすものは原産品となる。
 - 品目別規則における実質的変更基準
 - ・ 関税分類変更基準
 - 非原産材料の関税分類番号と、産品の関税分類番号とが異なることとなる変更が行われていること
 - ・ 加工工程基準
 - 非原産材料に特定の加工工程が施されること
 - ・ 付加価値基準
 - 付加された価値が条件を満たしていること

関税分類変更基準— 附属書2第4条第1項(b) 同条第2項(付録1)

- 第22.04項：CC(第8類又は第20類からの変更を除く。)



最終製品である第22.04項の関税分類変更基準は、「CC(=他の類の材料からの変更)」となっているが、カッコ書きで第8類又は第20類からの変更を除くとある。非原産材料である第8類の生鮮のぶどうを材料として使用しているため(他の規定を用いることができなければ、この事例の場合)スイスの原産品と認められない。

(注) 使用される非原産材料は上記の1つとする。

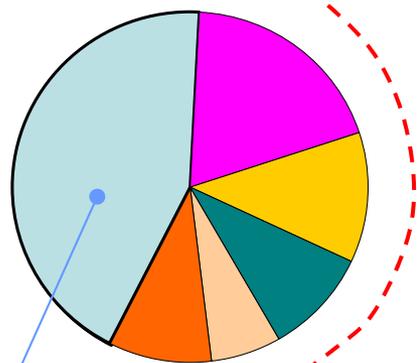
2011/06/21

付加価値基準

附属書2第4条第1項(a)
同条第2項(付録1)

製造工程において付加される価値が、要求される条件を満たすこと。

円グラフ全体
が製品の価額



- 原産材料
- 労務費
- 利益
- 間接費
- その他
- 非原産材料

この部分が「付加される価値」

この部分が「非原産材料価額」

製品の工場渡し価額 (※) と製品の生産に使用された非原産材料の価額を比較し、定められた割合以下であるか否かにより確認する。

非原産材料価額

製品の工場渡し価額 (ex-works)

$\leq X\%$

VNM (製品の生産に使用された非原産材料の最大の価額) であって、百分率で表したものの。

※他のEPA原産地規則等では「製品の価額(FOB)」であることに注意

加工工程基準一 附属書2第4条第2項(付録1)

第61類

「C C (第60類からの変更を除く。)。ただし、産品が、締約国の関税地域において、裁断され、又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ、又は組み立てられることを条件とする。」

第71.06項

「C T H (第71.08項又は第71.10項からの変更を除く。)又は、第71.06項、第71.08項若しくは第71.10項に分類される非原産材料が生産に使用され、かつ、当該非原産材料のそれぞれが次のいずれか一方若しくは双方の工程を経ること。

(1) 電解分離、熱分離又は化学分離

(2) 当該非原産材料の相互の間の又は卑金属との合金化又は融合」

第8541.10号-第8541.60号、第8542.31号-第8542.39号 C T H 又は 拡散工程

注釈 第8541.10号から第8541.60号までの各号又は第8542.31号から第8542.39号までの各号に分類される産品のための規則の適用上、「拡散工程」とは、適切な不純物を選択的に注入することにより半導体が基板上に形成される工程をいう。

附属書 2 付録 1

一品目別規則の読み方 ②

☆一般ルール(C T H or V N M 60%)が適用される品目があるか否かは(2)欄を注意深く読む必要がある。

統一システムの類	関税分類番号	品目別規則 (注釈 (3) 欄又は(4) 欄に規定する関連する規則を満たす製品は、締約国の原産品とする。)	
(1)	(2)	(3) 又は(4)	
第10類 穀物	10	C C	

第10類の2桁番号が指定されており、第10類全体の産品に適用されるルールはC Cとなり、「一般ルール」が適用される品目はないこととなる。

附属書 2 付録 1

一品目別規則の読み方 ③

この「CTSH又はVNM60%」が第29類に属する産品に原則として適用されるルール
⇒いわば、第29類に限定された「共通ルール」。

(3) 欄及び(4) 欄のいずれにもルールが規定されている場合には、それらはいわゆる「同格ルール」。

統一システムの類	関税分類番号	品目別規則 (注釈 (3) 欄又は(4) 欄に規定する関連する規則を満たす産品は、締約国の原産品とする。)	
(1)	(2)	(3) 又は(4)	
第29類 有機化学品	29(ただし、次のものを除く。)	CTSH	VNM60%
	2905. 44	CTH(第17.02項からの変更を除く。)	
	2906. 11	CC(第33類からの変更を除く。)	
	2918. 14-2918. 15	CC(第17類又は第23類からの変更を除く。)	
	29. 40	CTH(第17.02項からの変更を除く。)	

これらが、第29類に限定された「共通ルール」である「CTSH又はVNM60%」が適用されない例外品目

附属書 2 付録 1

一品目別規則の読み方 ④

統一システムの類	関税分類番号	品目別規則 (注釈 (3) 欄又は(4) 欄に規定する関連する規則を満たす産品は、締約国の原産品とする。)
(1)	(2)	(3) 又は(4)
第70類 ガラス及びその製品	7018.10 7018.90	CC CC

これら2つの号が指定され、かつ、対応するルールが(3)欄に規定されている。
⇒これら2つの号以外の号に属する産品に対しては、「一般ルール(=CTH or VNM 60%)」が適用され、一方、これら2つの号に属する産品に対してはそれぞれ対応するルール(この場合はCC)が適用される。

附属書 2 付録 1

一品目別規則のその他の留意事項

附属書 2 付録 1 の品目別規則においては、以下のような略号が使われている。

VNM (**V**alue of **N**on-originating **M**aterials) : 製品の生産に使用された非原産材料の最大の価額

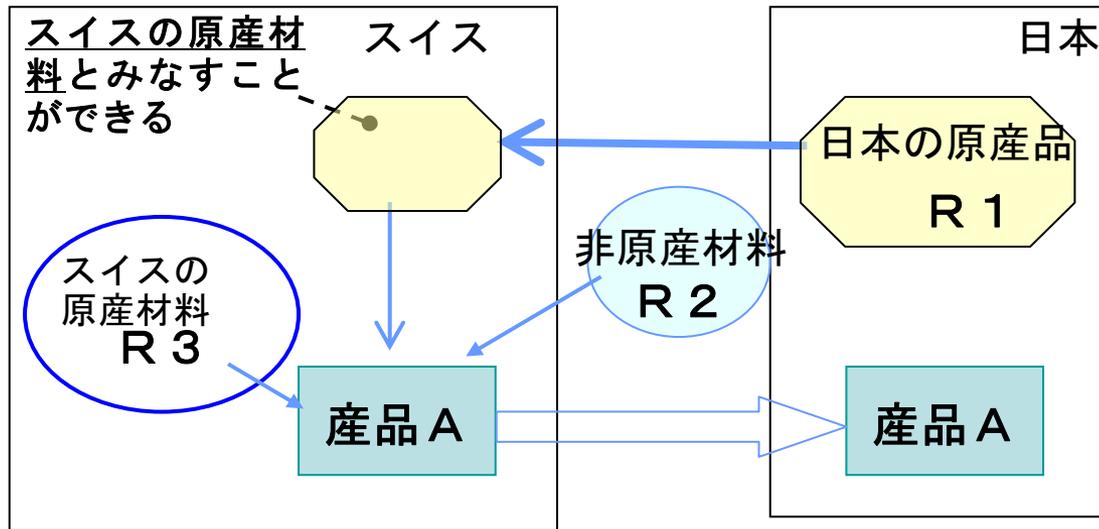
CC (**C**hange of **C**hapter) : 他の類の材料からの変更

CTH (**C**hange of **t**ariff **h**eading) : 他の項の材料からの変更

CTSH (**C**hange of **t**ariff **s**ub**h**eading) : 他の号の材料からの変更

WO (**W**holly **o**btained or produced) : いわゆる「完全生産品」が生産されること

累積（協定附属書2第5条第1項）

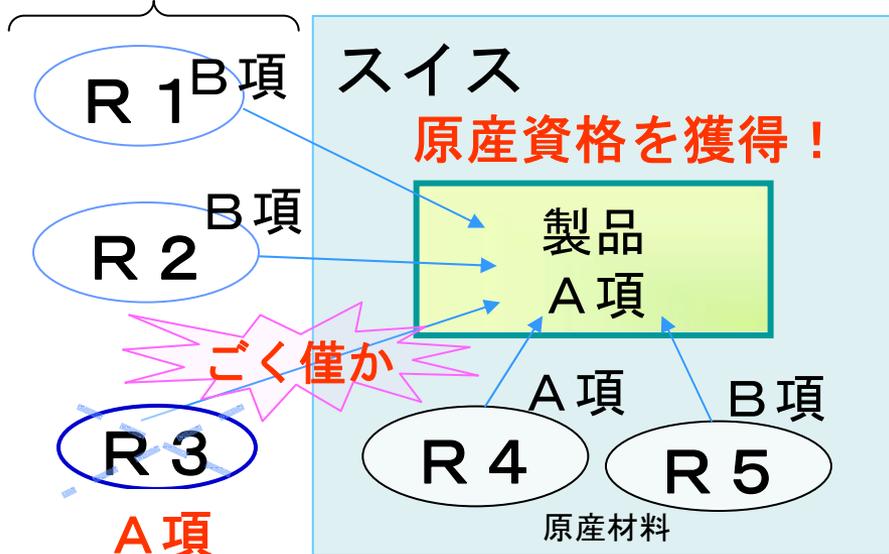


日本の原産品 R 1 をスイスに輸出し、それを、スイスにおいて製品 A の生産に使用した場合、日本の原産品 R 1 は、**スイスの原産材料とみなすことができる。**

この考え方自体は、従来の他の E P A における累積の規定と同じ。

許容限度 (協定附属書 2 第 6 条) = 僅少の非原産材料

非原産材料



一部の非原産材料に関して、関税分類変更基準 (例えば「他の項の材料からの変更」) を満たさない場合であっても、第 6 条第 1 項 (a) ~ (c) に定める特定の割合以下であれば (=ごく僅かであれば)、他のすべての条件を満たすことを前提に、締約国の原産品とみなす。



その結果、左図の例においては、「すべての非原産材料の項番号が製品の項番号とは異なる」こととなり、関税分類変更基準を満たすスイスの原産品とみなすこととなる。

(a) 第 1 類 ~ 第 24 類 : すべての非原産材料 (必要な関税分類の変更がないものに限る。) の価額が製品の工場渡し価額の 7 % 以下の場合

(b) 第 25 類 ~ 第 49 類 及び 第 64 類 ~ 第 97 類 : すべての非原産材料 (必要な関税分類の変更がないものに限る。) の価額が製品の工場渡し価額の 10 % 以下の場合

(c) 第 50 類 ~ 第 63 類 : 非原産材料 (必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。) の総重量が当該製品の総重量の 7 % 以下の場合

例外

第 32. 04 項 及び 第 34. 02 項 : 製品と同じ項に属する非原産材料については、工場渡し価額の 20% 以下の場合 (付録 1 の品目別規則のリストの中に規定)

原産品としての資格を与えることとならない工程①

一協定附属書2第7条

以下の工程については、品目別規則を満たしている場合であっても、産品が原産品とされるための十分な作業又は加工とはみなさない。

- (a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保管することを確保する保存工程（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する工程
- (b) 改装及び仕分
- (c) 洗浄、浄化及び粉じん、酸化物、油、塗料その他の被覆の除去
- (d) 塗装及び研磨のための単純な工程
- (e) 研ぐこと、単純な破碎又は単純な切断
- (f) ふるい分け、選別、分類、格付又は組み合わせる工程（物品をセットにする工程を含む。）
- (g) 瓶、缶、フラスコ、袋、ケース又は箱に単純に詰めること、カード又は板への単純な固定その他の単純な包装工程
- (h) HS通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集

原産品としての資格を与えることとならない工程-②

一協定附属書2第7条

- (i) 産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程
- (j) 産品の単純な混合（異なる種類の産品の混合であるか否かを問わない。）
- (k) 完成品とするための部品の単純な組立て又は産品の部品への分解
- (l) 繊維のアイロンがけ又はプレス
- (m) 穀物及び米について、殻を除き、一部又は全部を漂白し、研磨し、及びつや出しする工程
- (n) 砂糖を着色し、又は角砂糖とするための工程
- (o) 果実、ナット及び野菜の皮、核及び種を除く工程
- (p) 動物のとさつ
- (q) (a)から(p)までに規定する工程の2以上の工程の組み合わせ

積送基準－協定附属書2第14条

- ・ 締約国の原産品であって、次のいずれかの条件を満たすものは、積送基準を満たす原産品とする。
 - 輸出締約国の関税地域から日本に直接輸送されること
 - 貨物の分割及び産品を良好な状態に保存することを目的とした積卸しその他の工程以外の工程が行われていないこと
 - ・ 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国を経由して輸送される場合

☆積送基準を満たさない場合には、スイス特惠原産地規則上のスイスの原産品とはみなさない。

積送基準を満たしていることを証明する書類 －協定附属書2第21条第3項

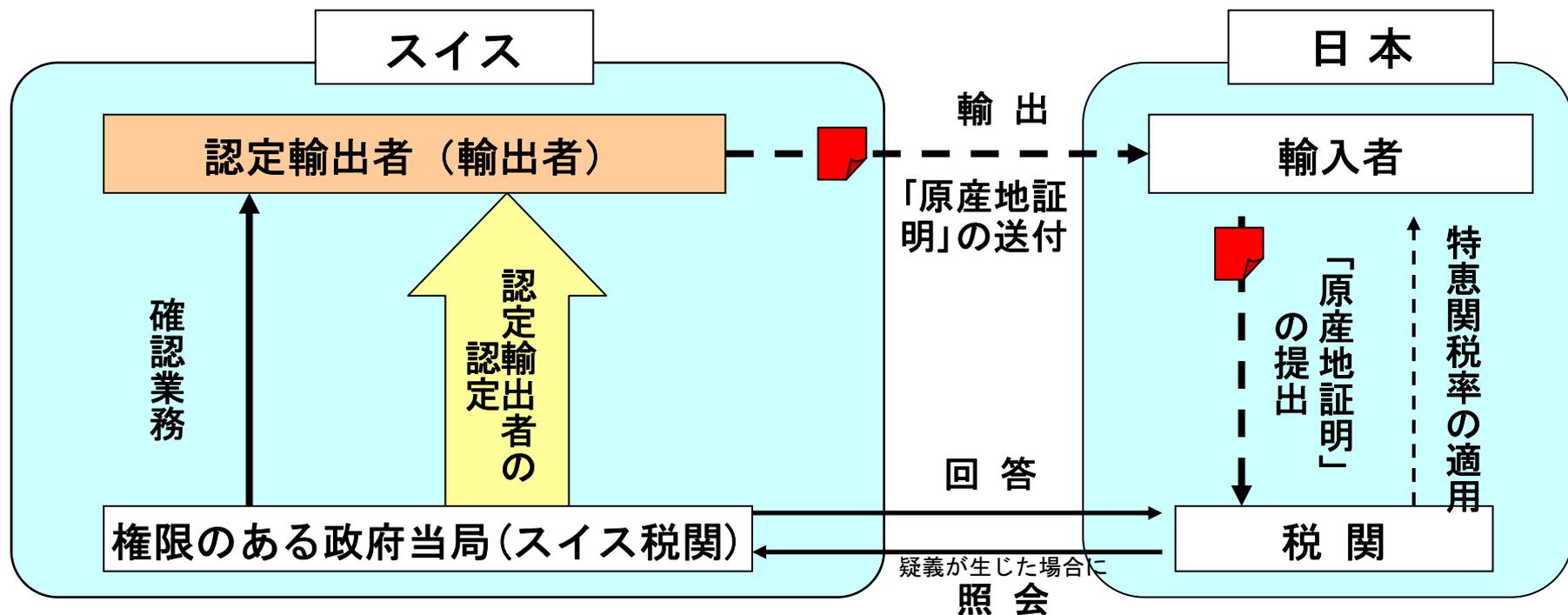
・ 第三国を経由して輸入される場合

- 通し船荷証券の写し
- 第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報

当該第三国において貨物の分割及び産品を良好な状態に保存することを目的とした積卸しその他の工程以外の工程が行われていないことを証明するもの

(注)課税価格の総額が20万円以下の貨物の場合には、提出不要。

認定輸出者による自己証明制度の概要



認定輸出者による自己証明制度

輸出締約国の原産地証明書発給当局から一定の基準を満たしているとして予め認定を受けた輸出者(認定輸出者)が、自ら作成したインボイス等の商業上の書類に輸出貨物が原産品である旨の申告を記入した上で、当該インボイス等を輸入国に提出することにより、EPA上の特惠待遇を得ることを可能とするもの。

第三者証明制度と認定輸出者による自己証明制度のいずれを利用するかは、輸出者が選択可能。

この結果、締約国の輸出者にとって原産品の証明方式の選択肢が増えるとともに、原産地証明にかかる費用や時間が削減され、輸出手続きが円滑となり、貿易が促進されることが期待される。

認定輸出者の認定を行う当局・・・スイス側：スイス税関、日本側：経済産業省。

本制度の導入に伴い、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」を改正。

原産品であることを証明する書類

協定附属書 2 第15条の規定により、

1. Exporter (Name, full address, country)		No	
3. Consignee (Name, full address, country) (Optional)		2. Certificate used in preferential trade between and (insert appropriate countries, group of countries or territories)	
6. Transport details (Optional)		4. Country, in which the goods are considered as originating	5. Country of destination
7. Remarks		8. Item number, marks and numbers; number and kind of package; description of goods	
9. Gross weight (kg) or other measure (l, m, etc.)		10. Invoices (Optional)	
11. ENDORSEMENT Declaration certified Export document Stamp		12. DECLARATION BY THE EXPORTER I, the undersigned, declare that the goods described above meet the conditions required	

か

協定附属書 2 第16条に規定する
原産地証明書（付録 2 の様式）

仕入書（*）

.....

.....

「The exporter of the products covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of (産品の原産地) preferential origin.”」

「この文書の対象となる産品の輸出者(認定番号)は、別段の明示をする場合を除くほか、当該産品の原産地(国名)が特惠に係る原産地であることを申告する。」という英文での原産地申告の申告文の記載を含む。

(*)仕入書以外でも、納品書その他の商業上の文書も認められる。(ただし、関係する産品について特定できるように十分に詳細に記述するものであることが必要)

の

協定附属書 2 第19条に規定する
原産地申告（付録 3 の申告文）

いずれかにより原産品であることを証明する。

(注) 課税価格の総額が20万円以下の貨物の場合、①原産地証明書は提出不要、②原産地申告の場合には仕入書等に上記の申告文の記載を要しない。

協定附属書 2 第16条の原産地証明書に係る 留意事項

- ・ **記入言語** : 英語 (協定附属書 2 第16条第 3 項)
- ・ **有効期間** : 発給の日から 1 年間 (協定附属書 2 第20条第 1 項)
- ・ **対象となる輸入は 1 回限り** (協定附属書 2 第20条第 1 項)
- ・ **遡及発給** : 第 7 欄に「ISSUED RETROSPECTIVELY」
(協定附属書 2 第17条)
- ・ **盗難、亡失又は損傷の場合の再発給** : **可能**
第 7 欄に当初の原産地証明書の発給日 (必要)
「DUPLICATE」を記載 (協定附属書 2 第18条)

原産地証明書記載事項一① 第1欄—第7欄

★原産地証明書は、英語で記入

<p>1. Exporter (Name, full address, country)</p> <p>輸出者 (氏名又は名称、正式な住所、国名)</p>	<p>N°</p>	
<p>3. Consignee (Name, full address, country) (Optional)</p> <p>荷受人 (氏名又は名称、正式な住所、国名) (任意)</p>	<p>2. Certificate used in preferential trade between</p> <p>.....</p> <p style="text-align: center;">And</p> <p>.....</p> <p>(insert appropriate countries, group of countries or territories)</p>	
<p>6. Transport details (Optional)</p> <p>輸送手段の詳細 (任意)</p>	<p>4. Country, in which the goods are considered as originating</p> <p>製品の原産地である国</p>	<p>5. Country of destination</p> <p>仕向国</p>
	<p>7. Remarks 備考</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>原産地証明書が遡及発給される場合には、発給当局が第7欄に“ISSUED RETROSPECTIVELY”と記入。紛失等の理由により原産地証明書が再発給される場合には、発給当局が第7欄に、当初の原産地証明書の発給日及び「DUPLICATE」を記入。</p> </div>	

原産地証明書記載事項② 第8欄—第12欄

(Note 1)
If goods are not packed, indicate number of articles or state "in bulk" as appropriate.

(注釈1) 産品が包装されていない場合には、物品の数を又は適当な場合には“in bulk”（「ばら積み」）と記入する。

(Note 2)
Complete only where the regulations of the exporting country require.

(注釈2) 輸出締約国の規則によって要求される場合のみ記入する。

<p>8. Item number; marks and numbers; number and kind of packages (Note 1); description of goods 品目番号、記号及び番号、包装の個数及び種類（注釈1）並びに品名</p> <p>一部のスイス特産ナチュラルチーズ（協定附属書1付録1の日本国の表5欄に（Qb）を掲げた品目で関税割当により輸入される品目）については、第8欄の品名の下に、“I, the undersigned, declare that the products described above are classified as (an item number indicated in the column of “Item Number” in the List of Natural Cheeses in paragraph 1 of Attachment 1, Annex I).” 「下名は、上述の産品が（協定附属書1別添1の1「ナチュラルチーズの表」の品目番号欄に掲げる品目番号）に分類されることを申告する。」と記載する。</p> <p>一部のチーズ調製品（協定附属書1付録1の日本国の表5欄に（Qf）を掲げた品目で関税割当により輸入される品目）については、第8欄の品名の下に、“I, the undersigned, declare that the products described above are classified as (Qf).” 「下名は、上述の産品が（Qf）に分類されることを申告する。」と記載する。</p> <p>第8欄に空白がある場合、記載事項の最後の行の下に横線を一本引き、空白の部分に交差線を引くこと。</p>	<p>9. Gross weight (kg) or other measure (l,m³,etc.)</p> <p>総重量（kg） その他の計量値（l,m³等）</p> <p>第9欄の「その他の計量値」はネット重量を含む。</p>	<p>10. Invoices (Optional) 仕入書（任意）</p> <p>第10欄には輸入に使用されるインボイス番号と日付を記入。 当該インボイス番号及び日付が原産地証明書に記載されていない場合は、輸入者は税関に対し、輸入申告貨物は原産地証明書に記載された原産品であることが判明するような資料を提出。</p>
<p>11. ENDORSEMENT Declaration certified Export document (Note 2) Form 書式 No. 番号 From 発行者 Office 事務所 発給国 Issuing country..... Date..... 日付 (署名) (Signature)</p> <p>輸出書類（注釈2） Stamp 印</p> <p>・日付（原則として船積日の日まで⇒それより後の発給を遡及発給として扱う） ・署名…輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定する団体の代表者等による署名は、自署又は署名の形状の印字。</p> <p>ゴム印は不可</p>	<p>12. DECLARATION BY THE EXPORTER</p> <p>I, the undersigned, declare that the goods described above meet the conditions required for the issue of this certificate.</p> <p>Place and date: 場所及び日付 (署名) (Signature)</p> <p>輸出者又はその代理人による記入。 ・署名…自署又は署名の形状の印字。</p> <p>ゴム印は不可</p> <p>(注) ・原産地基準の記載を要しない。 ・関税分類番号(HS番号)の記載は要件とされていない。</p>	

協定附属書 2 第19条の原産地申告に係る 留意事項

- 認定輸出者のみが作成できる。（協定附属書 2 第19条第 1 項）
- 認定輸出者には認定番号が付与され、申告には署名を要しない。（協定附属書 2 第19条第 3 項）
- 原産地の申告文は、仕入書、納品書その他の商業上の文書にタイプ、押印又は印刷により作成される。
（協定附属書 2 第19条第 7 項）
- 申告日はそのような商業上の文書が作成された日とみなす。（協定附属書 2 第19条第 7 項）
- 有効期間：作成される日から 1 年間（協定附属書 2 第20条第 1 項）
- 対象となる輸入は 1 回限り。（協定附属書 2 第20条第 1 項）

ご不明の点があれば・・・

- 日スイス経済連携協定の条文については、以下のウェブサイトをご参照願います。（和文テキスト）

協定本文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_swit/pdfs/mokuji.pdf

附属書 1 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_swit/pdfs/fuzoku01.pdf

附属書 2 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_swit/pdfs/fuzoku02.pdf

実施取極 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_swit/pdfs/torikime.pdf

適用税率等のEPA関連の情報は税関ホームページ

(http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm)からご覧いただけます。

- ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関の原産地規則担当部門(下記参照)にご照会いただけるようお願い申し上げます。

各税関原産地調査官連絡先:

税関ホームページ

(http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/syomeisyo.htm)

上記の各税関原産地規則担当部門においては、原産地に係る事前教示も受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。